

診療報酬調査専門組織 医療機関等における消費税負担に関する分科会座席表

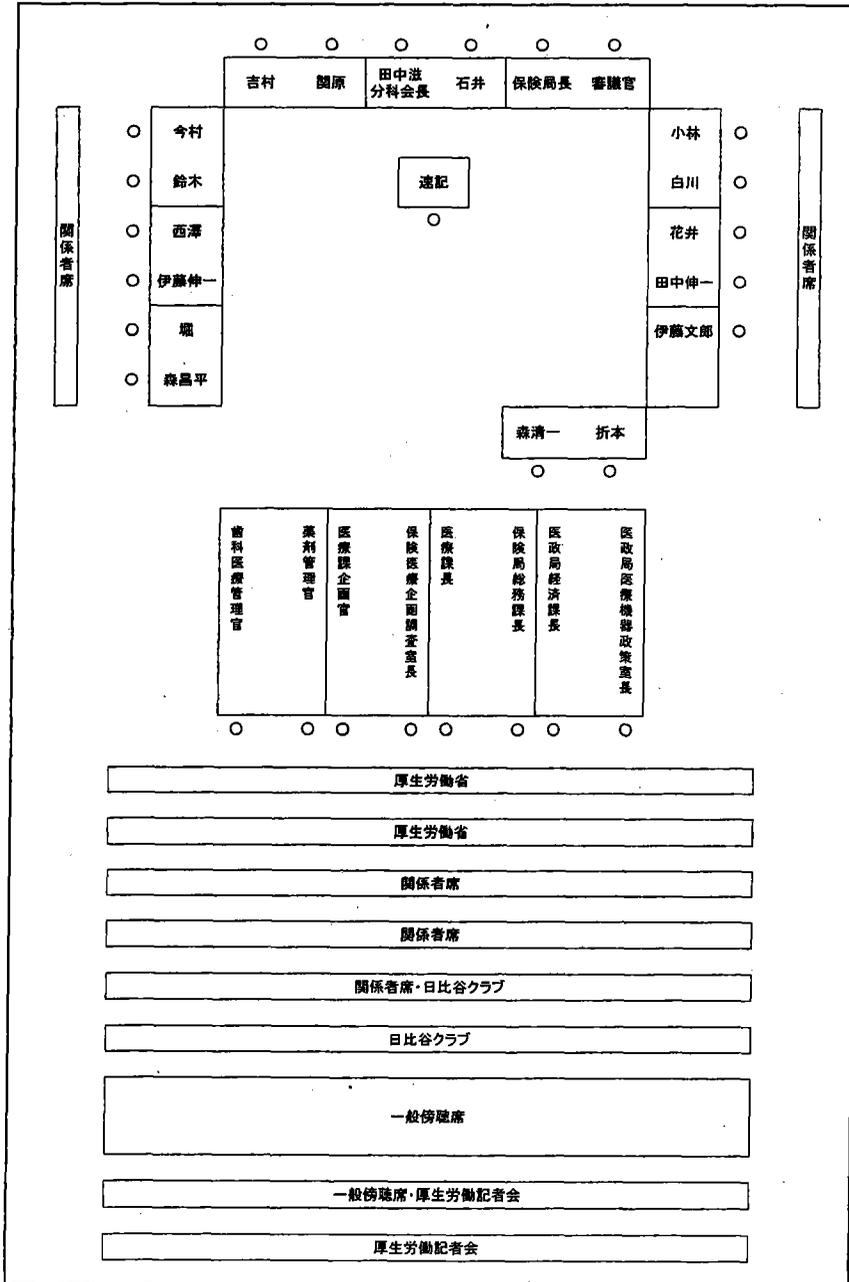
日時:平成25年3月18日(月) 15:00~17:00
会場:厚生労働省専用第22会議室(18階)

診療報酬調査専門組織 医療機関等における消費税負担
に関する分科会(第5回) 議事次第

平成25年3月18日(月) 15時00分~
於 厚生労働省専用第22会議室(18階)

議 題

- 社会保険診療に関する消費税の取扱い等について



消費税率8%引上げ時のあり得る対応について(現段階で考えられるメリット・デメリット等)

	①全て診療報酬上乘せ対応	②診療報酬上乘せ対応+高額投資対応
仕組み	<p>● 薬価及び特定保険医療材料価格については、従来は一定のルールで診療報酬本体部分とは別建て対応してきている。</p>	
	<p>● 所要額(診療報酬改定率)を算出し、上乘せする項目・配分を決定。</p>	<p>● 高額投資の消費税負担について「他の診療行為と区分して」手当を行うとすれば、診療行為の対価の支払いとは言えないため、診療報酬の支払いとは別建ての仕組みを構築することが考えられる。</p> <p>● 高額投資対応の仕組みとしては、例えば必要な財源をプールして基金を造成し、医療機関等からの申請に基づいて、審査・支給する仕組みが考えられる。</p> <p>● このような仕組みを構築するには、関係者に財源の負担を求める等のため、法改正が必要。また、実施機関において事務処理のためのシステム対応が必要となる可能性が大。</p>
10%時に課税転換した場合の対応	<p>● 課税転換すれば仕入れ税額控除が可能となるため、これまでの上乘せ分を診療報酬から引き下げる必要。</p>	<p>● 再度法改正をして、高額投資対応スキームを廃止する必要。</p> <p>● 消費税負担の控除・償還の主体が税務当局となり、手続も異なるものとなる。</p>
メリット	<p>● 診療報酬の請求・支払のほかに、別途の権利義務関係が発生したり、特別な事務処理体制が構築されることがないため、課税転換した場合の対応が比較的容易</p>	<p>● 高額な設備投資の多い医療機関等に重点的に対応することで、一定程度そうした医療機関等の負担感が緩和される(ただし、手当の対象は基本的に、税率引き上げ部分(3%分)となると考えられる)。</p>
デメリット	<p>● 高額な設備投資に配慮するとしても、診療報酬での対応には限界がある。</p>	<p>● 仮に10%時に課税転換した場合、1年半のために法改正や実施機関におけるシステム対応を行うこととなる。</p> <p>● 少なくとも医療機関等の請求権が時効消滅するまでの間、課税転換後も、高額投資対応のスキームや事務処理体制を残存させる必要がある。</p>

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

診調組 税一参考資料 1
2 5 . 3 . 1 8

第7条第一号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

第7条第一号ロ

低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書
(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党)

税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○第7条(消費税率引上げに当たっての検討課題等)について

- ・ 医療については、第7条第1号へ(※)に示した方針に沿って見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時まで、高額な投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また、医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討を行う。

※ 3党合意による衆議院における法案修正により、①医療機関等の消費税負担に関する規定の条文番号が「第7条第一号へ」から「第7条第一号ト」にずれ、②第7条第一号ロとして複数税率導入に関する検討規定が追加された。

平成25年度税制改正大綱（平成25年1月24日 自由民主党・公明党）

第三 検討事項

5 医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当の在り方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

③ その他消費税引上げに係る措置

イ 軽減税率

○ 消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。

○ そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時まで、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。

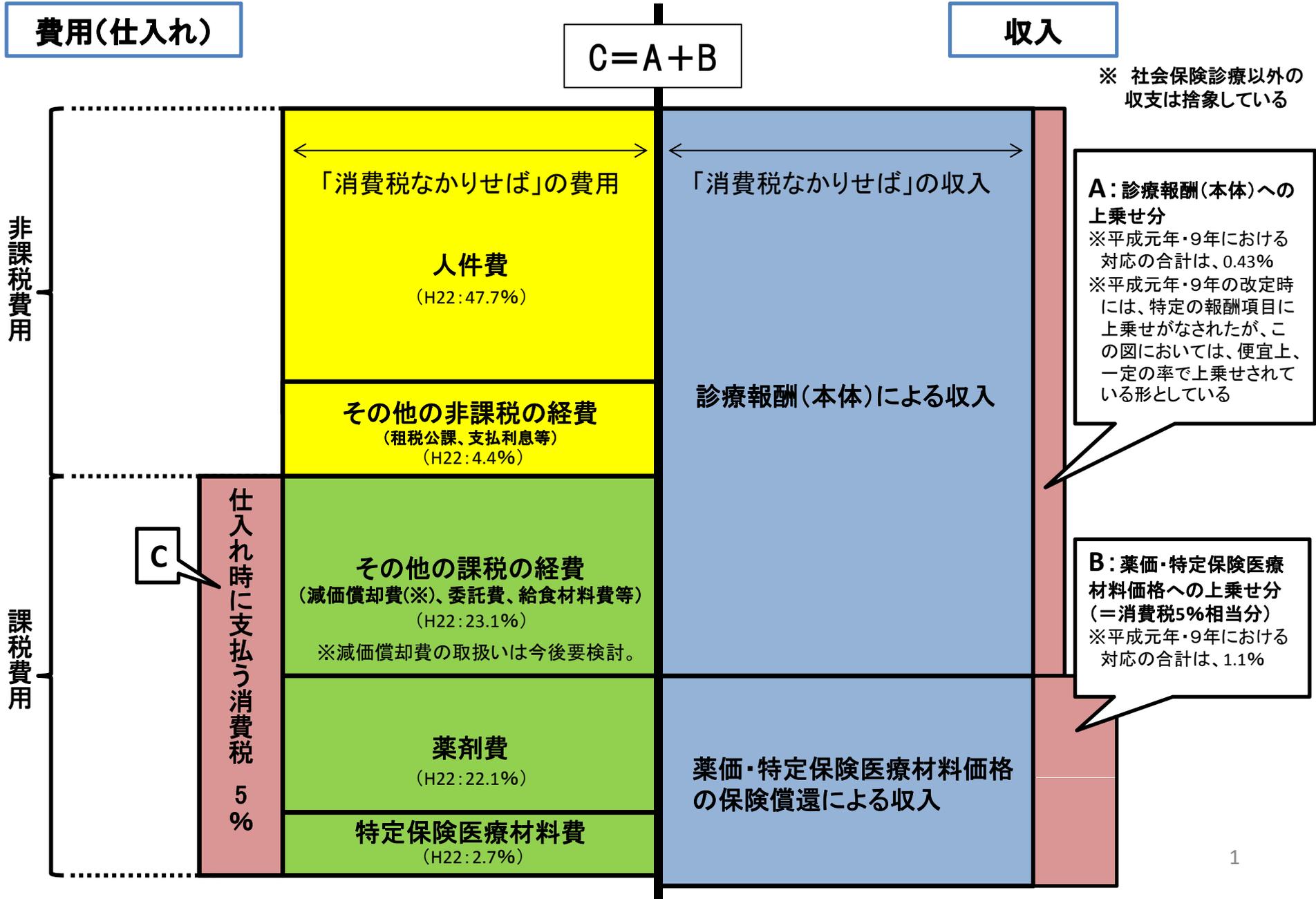
○ 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。

○ 協議すべき課題

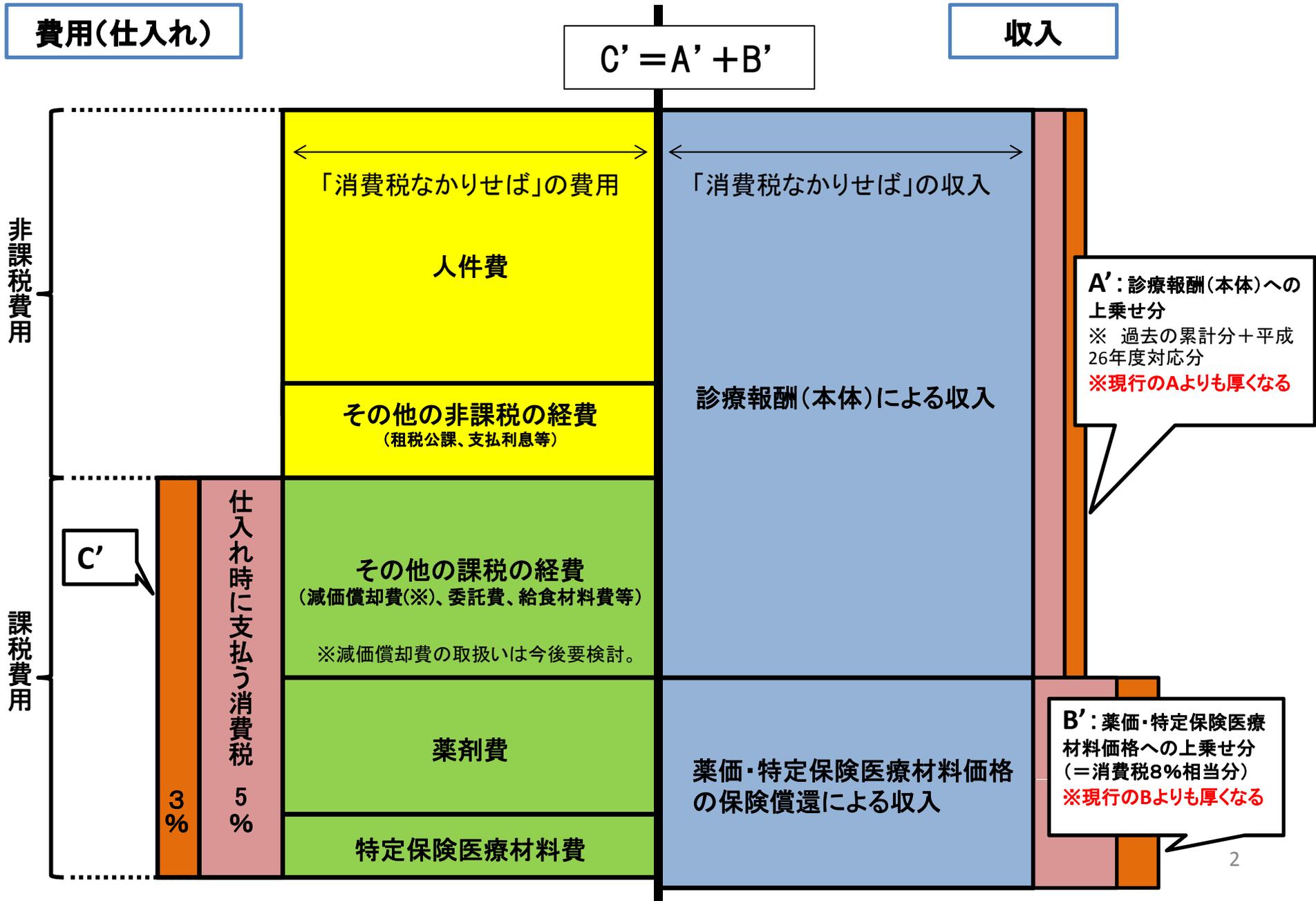
- ・ 対象、品目
- ・ 軽減する消費税率
- ・ 財源の確保
- ・ インボイス制度など区分経理のための制度の整備
- ・ 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
- ・ その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

現行の医療機関における費用・収入のイメージ (消費税率5%・社会保険診療は消費税非課税)

診調組 税一参考資料 2
2 5 . 3 . 1 8

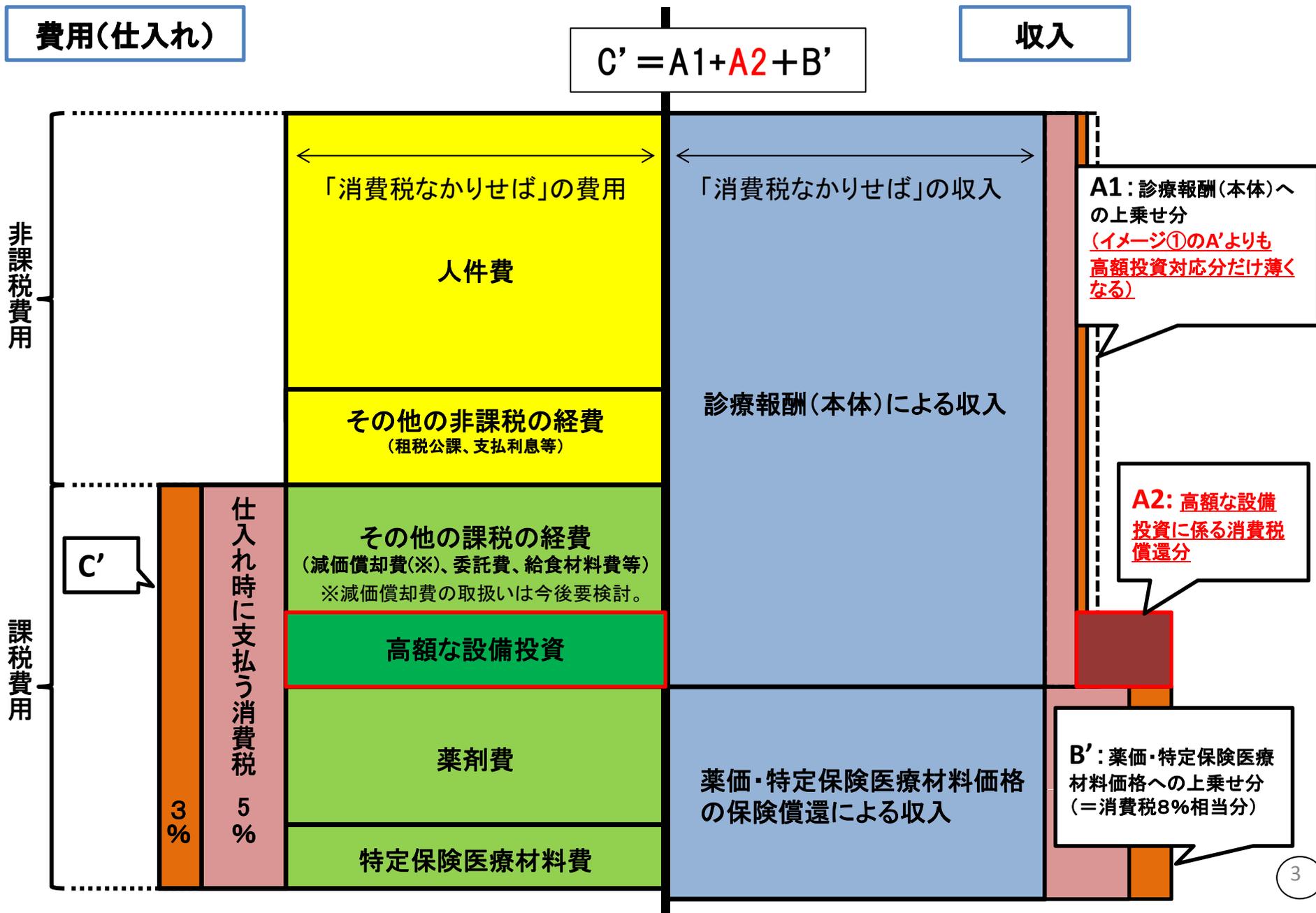


消費税率8%時の医療機関における費用・収入のイメージ①
 (社会保険診療は消費税非課税維持、**診療報酬上乘せ対応のみ**)



消費税率8%時の医療機関における費用・収入のイメージ②

(社会保険診療は消費税非課税維持、診療報酬上乘せ対応に加えて**高額投資対応を実施**)



平成元年度改定項目の改定時の対応と現状①

医科(平成元年)

	平成元年度改定時	平成24年度改定後
血液化学検査 (①5項目以上7項目以下)	195点(+5点)	93点
血液化学検査 (②8項目以上9項目)	245点(+5点)	102点
感染症血清反応 (抗ストレプトリジンO価(ASO価))	35点(+5点)	15点
血漿蛋白免疫学的検査 (C反応性蛋白(定性))	40点(+5点)	16点
血漿蛋白免疫学的検査 (C反応性蛋白(定量))	50点(+5点)	16点
細菌薬剤感受性検査 (3系統以下)	145点(+5点)	算定方法変更(平成4年度改定)
点滴回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)
中心静脈注射回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)
人工腎臓食事給与加算	61点(+1点)	加算廃止 (平成14年度改定)
精神科デイ・ケア及び 精神科ナイト・ケア食事加算	46点(+1点)	精神科デイ・ケア、ナイトケア本体に包 括評価(平成22年度改訂)

平成元年度改定項目の改定時の対応と現状②

医科(平成元年)	平成元年度改定時	平成24年度改定後
基準寝具加算	15点(+1点)	入院基本料に組み込まれた
給食料	136点(+1点)	入院時食事療養費に改変
老人保健施設入所者基本療養費	210,660円(+660円)	介護保険へ編入(平成12年度)

歯科(平成元年)	平成元年改定時	平成24年度改定後
印象採得(欠損補綴、連合印象)	165点(+5点)	228点
印象採得(特殊印象 咬合圧印象)	210点(+10点)	特殊印象:270点
印象採得(特殊印象 機能印象)	260点(+10点)	特殊印象:270点
印象採得(ワンピースキャストブリッジ ダミー1歯のもの)	215点(+5点)	支台歯とポンティックの数の合計が5歯 以下の場合:280点
印象採得(ワンピースキャストブリッジ ダミー2歯のもの)	270点(+10点)	支台歯とポンティックの数の合計が5歯 以下の場合:280点 支台歯とポンティックの数の合計が6歯 以上の場合:332点
印象採得 (矯正、その他の措置、著しく困難なもの)	390点(+10点)	400点
基準寝具加算	15点(+1点)	入院基本料に組み込まれた
給食料	136点(+1点)	入院時食事療養費に改変
点滴回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)

平成元年度改定項目の改定時の対応と現状③

歯科(平成元年)

	平成元年改定時	平成24年度改定後
全部鑄造冠	375点(+5点)	全部金属冠:454点
前装鑄造冠	1010点(+10点)	レジン前装金属冠:1174点
インレー(複雑なもの)	225点(+5点)	284点
有床義歯 (局部義歯、1歯から4歯まで)	345点(+5点)	560点
有床義歯 (局部義歯、5歯から8歯まで)	460点(+10点)	690点
有床義歯 (局部義歯、9歯から11歯まで)	520点(+10点)	920点
有床義歯 (局部義歯、12歯から14歯まで)	815点(+15点)	1340点
有床義歯(総義歯)	1235点(+15点)	2100点
根管充填(単根管)	67点(+2点)	68点
根管充填(2根管)	87点(+2点)	90点
根管充填(3根管以上)	108点(+3点)	110点

調剤(平成元年)

	平成元年度改定時	平成24年度改定後
計量混合調剤加算	205円(+5円)	1調剤につき イ.液剤 35点、ロ.散剤、顆粒剤 45点、ハ.軟・硬膏剤 80点

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状①

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
入院環境料	160点(+4点)	入院基本料に組み直し
特定機能病院入院診療料 (①特定機能病院であって、別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た保険医療機関の場合)	1050点(+150点)	入院基本料に組み直し
特定機能病院入院診療料 (①以外の特定機能病院である保険医療機関の場合)	600点(+150点)	入院基本料に組み直し
精神療養入院料(A)	1069点(+4点)	1061点
精神療養入院料(B)	759点(+4点)	1061点
特殊疾患療養病棟入院料(A)	1904点(+4点)	特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料に組み直し (平成20年度改定)
特殊疾患療養病棟入院料(B)	1504点(+4点)	
特定疾患療養指導料 (①診療所の場合)	202点(+2点)	225点 (特定疾患療養管理料)
特定疾患療養指導料 (②100床未満の病院の場合)	137点(+2点)	147点 (特定疾患療養管理料)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状②

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
小児特定疾患カウンセリング料	710点(+160点) (月一回算定)	月の1回目:500点 月の2回目:400点
皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅰ)	540点(+70点)	250点
生化学的検査(Ⅰ)判断料	120点(+10点)	144点
基本的検体検査判断料(Ⅰ)	460点(+10点)	604点
基本的検体検査判断料(Ⅱ)	360点(+10点)	604点
病理診断料	215点(+5点)	1 組織診断料:400点 2 細胞診断料:200点
病理学的検査判断料	118点(+8点)	150点(病理判断料)
膀胱尿道ファイバースコープ	860点(+160点)	950点
静脈内注射	28点(+1点)	30点
通院精神療法 (診療所)	392点(+2点)	400点 (通院・在宅精神療法2-1)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状③

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
眼処置	25点(+3点)	25点
耳処置	25点(+3点)	25点
介達牽引	42点(+2点)	35点
閉鎖循環式全身麻酔	5800点(+300点)	24900点~6100点
高エネルギー放射線治療	1100点(+100点)	一回目:1800点~840点 二回目:900点~420点
入院時食事療養費(Ⅰ)	1920円(+20円)	640円 (一食毎に変更:平成18年度改定)
入院時食事療養費(Ⅱ)	1520円(+20円)	506円 (一食毎に変更:平成18年度改定)
老人性痴呆疾患治療病棟入院料 (①入院した日から3月以内)	1274点(+4点)	1 1461点 2 1081点 (31日以上60日以内の期間に変更) (認知症治療病棟入院料に再編:平成22年度改定)
老人性痴呆疾患治療病棟入院料 (②入院した日から3月超)	1174点(+4点)	1 1171点 2 961点 (認知症治療病棟入院料に再編: 平成22年改定)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状④

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
老人性痴呆疾患療養病棟入院料 (A)	1104点(+4点)	項目削除(平成18年度改定)
老人性痴呆疾患療養病棟入院料 (B)	1074点(+4点)	項目削除(平成18年度改定)
診療所老人医療管理料(I)	1094点(+4点)	項目削除(平成22年度改定)
診療所老人医療管理料(II)	659点(+4点)	項目削除(平成22年度改定)
老人慢性疾患生活指導料 (①診療所)	212点(+2点)	他点数に再編
老人慢性疾患生活指導料 (②100床未満の病院)	137点(+2点)	
重点指導対象病棟検体検査判断料 生化学的検査(I)判断料	102点(+9点)	項目廃止(平成12年度改定)
訪問看護管理療養費	7050円(+50円)	7300円 (平成22年度改定で増点)
老人訪問看護管理療養費 (1日の場合～12日の場合)	7050円～38950円 (各々+50円)	介護保険へ改変 (平成12年度)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状⑤

歯科(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
根管充填 (単根管)	68点(+1点)	68点
根管充填 (2根管)	90点(+3点)	90点
根管充填 (3根管以上)	110点(+2点)	110点
印象採得 (連合印象)	190点(+5点)	228点
印象採得 (特殊印象)	265点(+5点)	270点
印象採得 (ワンピースキャストブリッジ、支台歯とポ ンティックの数の合計が5歯以下の場合)	275点(+5点)	280点
印象採得 (ワンピースキャストブリッジ、支台歯とポ ンティックの数の合計が6歯以上の場合)	326点(+6点)	332点
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、簡単)	143点(+3点)	項目削除(平成22年度改定)
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、困難)	265点(+5点)	220点
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、著しく困難)	400点(+20点)	400点

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状⑥

歯科(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
印象採得 (矯正、その他の措置、簡単)	143点(+3点)	143点
印象採得 (矯正、その他の措置、困難)	265点(+5点)	265点
印象採得 (矯正、その他の措置、著しく困難)	400点(+10点)	400点
咬合採得 (ワンピースキャストブリッジ・支台歯とポ ンティックの数の合計が6歯以上)	135点(+5点)	140点
咬合採得 (有床義歯・多数歯欠損)	135点(+5点)	185点
咬合採得 (有床義歯・総義歯)	235点(+5点)	280点
咬合採得 (有床義歯・多数歯欠損・老)	155点(+5点)	項目削除(平成14年度改定)
咬合採得 (有床義歯・総義歯・老)	255点(+5点)	項目削除(平成14年度改定)
インレー(単純なもの)	170点(+5点)	190点
インレー(複雑なもの)	257点(+5点)	284点
全部鑄造冠	410点(+8点)	454点
前装鑄造冠	1219点(+15点)	レジン前装金属冠:1174点

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状⑦

歯科(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
ポンティック	428点(+8点)	434点
有床義歯(総義歯)	2035点(+35点)	2100点
有床義歯 (局部義歯、1歯～4歯)	510点(+10点)	560点
有床義歯 (局部義歯、5歯～8歯)	610点(+10点)	690点
有床義歯 (局部義歯、9歯～11歯)	865点(+15点)	920点
有床義歯 (局部義歯、12歯～14歯)	1270点(+20点)	1340点
スルフォン樹脂有床義歯(総義歯)	2850点(+50点)	2780点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、1歯～4歯)	710点(+10点)	670点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、5歯～8歯)	935点(+15点)	900点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、9歯～11歯)	1200点(+20点)	1120点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、12歯～14歯)	1835点(+35点)	1750点 (熱可塑性樹脂有床義歯)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状⑧

調剤(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
計量混合調剤加算	40点(+5点)	1調剤につき イ. 液剤 35点、ロ. 散剤、顆粒剤 45点、ハ. 軟・硬膏剤 80点
計量混合調剤加算 (予製剤の場合)	8点(+1点)	(予製剤の場合) 上記点数の20/100に相当する 点数
一包化加算	35点(+5点)	内服薬のみ 1. 56日分以下の場合(7日分につき) 30点 2. 57日分以上の場合 270点
老人用製剤加算	40点(+5点)	嚥下困難者用製剤加算(平成14年度 改定より名称変更)として 80点

診調組 税一参考資料4
25. 3. 18

中医協 総-1-2
24. 12. 19

中医協 総-4-2改
24. 11. 28

診調組 税-2-2改
24. 10. 31

医療機関等の設備投資に関する調査

調査票(案)

(提出期限:平成25年〇月〇日)

施設名				
記入者氏名		部署		
連絡先	電話番号	市外局番	—	— (内線)
	FAX番号		—	—
	e-mail			@

第1 基本データ

1 貴施設の開設者（平成24年●月●日現在、該当する番号を記入してください。）						
1 国立	2 公立	3 公的	4 社会保険関係	5 医療法人	6 社会医療法人	
7 個人	8 会社法人	9 私立学校法人	10 社会福祉法人	11 その他の法人		

- ※ 1 国立 : 独立行政法人、国立大学法人。
 2 公立 : 都道府県立、市町村立、地方独立行政法人。
 3 公的 : 日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会。
 4 社会保険関係 : 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合。
 5 医療法人 : 医療法第39条の規定にもとづく医療法人。ただし社会医療法人は除く。
 6 社会医療法人 : 医療法第42条の2の規定にもとづく医療法人。
 8 会社法人 : 会社法第2条第1項の規定にもとづく会社(株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)。
 9 私立学校法人 : 私立学校法第3条の規定にもとづく私立学校法人
 10 社会福祉法人 : 社会福祉法第22条の規定にもとづく社会福祉法人

2 開設者変更の状況（該当がない場合は記載する必要はありません。）	
・平成18年4月～平成24年3月までの間に、開設者の変更があった場合、その年月	平成 年 月
・従前の開設者	
1 国立 2 公立 3 公的 4 社会保険関係 5 医療法人 6 社会医療法人	
7 個人 8 会社法人 9 私立学校法人 10 社会福祉法人 11 その他の法人	

3 病床の状況（薬局の方は記載する必要はありません。）							（平成24年●月●日現在）
	一般病床	療養病床	精神科病床	結核病床	感染症病床	合計	
許可病床数	床	床	床	床	床	床	
（うち）介護療養型医療施設分		床	床			床	
届出病床数	床	床	床	床	床	床	

※許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記載してください。

※届出病床数は、保険医療機関として地方厚生局長等に届け出ている病床数を記載してください。

4 直近の事業年(度)（個人立以外の施設の方のみ記載してください。）	
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成 年 月 ～ 平成 年 月

※個人立の場合は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

5 経理方式（該当する番号を記載してください。）	
1.税込 2.税抜	※次頁以降で回答いただく金額等は、選択した経理方式に従って記載してください。

6 収益（金額を記載してください）			
	前々々事業年(度)	前々事業年(度)	直近の事業年(度) (前事業年(度))
総収益額	円	円	円
医業収益額	円	円	円
社会保険診療報酬(保険調剤)収益額 (患者負担含む)	円	円	円

※総収益欄は、医業収益、医業外収益、臨時収益等、貴施設における全ての収益をご記入ください。

※社会保険診療報酬(保険調剤)収益欄は、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度に係る支払基金・国保連に対する請求金額及び窓口徴収金による収益をご記入ください。

第2 設備投資の状況

1 医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器の保有状況(固定資産台帳に掲載されているもの)

固定資産台帳に掲載されている医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器のうち、直近の5事業年(度)中に取得し、かつ取得価格が次の金額以上の機器がありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。

○病院(300床未満)の方:金額によらず全ての機器についてご記載ください。

○病院(300床以上500床未満)の方:原則として100万円以上の機器についてご記載ください。(注1、注2、注3)

○病院(500床以上)の方:原則として300万円以上の機器についてご記載ください。(注1、注2、注3)

○一般診療所、歯科診療所、薬局の方:金額によらず全ての機器についてご記載ください。

(注1) 複数の機器が一体として利用されるような場合には、それらをまとめてカウントし、総金額が100万円又は300万円以上であれば記載することとしてください。その際の機器分類については、主たる機器の機能に従った分類を記載してください。

(注2) 金額の下限設定については、病院側の回答に係る負担を考慮して設定されたものです。本調査は、医療機関等の行う「高額投資」に係る消費税負担の状況を把握し、今後の消費税引き上げの際に行うべき施策の検討に必要なデータを入力する目的で行われています。ここで示した下限額を「高額投資」の定義とする趣旨ではありません。

(注3) 注2に記載のとおり、金額の下限設定については、病院側の回答に係る負担を考慮して設定されたものですが、対応可能であれば、金額によらず全ての機器についてご記載ください。

なし(なしの場合、□を■に変えてください)

あり(ありの場合、□を■に変え、以下の表にご記載ください)

※1 No	※2 資産番号	※2 固定資産台帳上の 機器名称	※3 機器分類又は 一般的名称等	※4 取得価額 (円)	取得年(度)	※5 取得 方法
例	20-010	10KVIH2 4024US	移動型アナログ式汎用 X線診断装置	3,500,000	2008	1
例	21-015	歯科用ユニット	22	5,000,000	2009	1
例	22-015	全身用CT	37618010	20,000,000	2010	1
例	22-015	磁気共鳴画像診断装置	常電導磁石式全身用 MR装置	150,000,000	2010	1
例	-	電子カルテシステム	40	300,000,000	2010	1
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 固定資産台帳上の情報を記載してください。資産番号について、台帳上記載がない場合は「-」を記載してください。

※3 ●「医療機器」の場合:当該機器の機器分類について、別添の「医療機器分類表」から選択し、該当するコードを記載してください。

分類について判断し難い場合は、当該機器の一般的名称又はJMDNコードを記載し、一般的名称及びJMDNコードのいずれも不明である場合は、販売名を記載してください。

●「調剤用機器」又は「医療情報システム用機器」の場合:別添の「調剤用機器分類表」及び「医療情報システム用機器分類表」から選択し、該当するコード番号を記載してください。

※4 取得価額については、第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

※5 取得方法について、以下の選択肢から選択し、該当する番号を記載してください。

1. 購入 2. リース契約 3. その他

2 新築した建物の保有状況(固定資産台帳に掲載されているもの)

固定資産台帳に掲載されている建物のうち、直近の5事業年(度)中に新築した建物資産がありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。

なし(なしの場合、をに変えてください)

あり(ありの場合、をに変え、以下の表にご記載ください)

※1 No	※2 資産 番号	※2 資産名称	取得年(度)	※3 取得価額 (円)	※3 工事契約金額 (円)	※3 当該建 物の利 用目的	当該建物の 延べ床 面積(m ²)
例	180001	東病棟	2008	2,500,000,000	2,500,000,000	1	10,000
例	230002	職員宿舎	2011	150,000,000	165,000,000	3	1,500
例	22-001	店舗	2010	70,000,000	70,000,000	3	150
1							
2							
3							
4							
5							

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 固定資産台帳上の情報を記載してください。整理番号について、台帳上記載がない場合は「-」を記載してください

※3 取得価額、工事契約金額については、第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

※4 利用目的については、以下の分類から選択し、該当する番号を記載してください。

1 病棟

2 検査・診療棟

3 その他

3 補助金を利用した設備投資の状況(固定資産台帳に掲載されているもの)

固定資産台帳に掲載されている資産のうち、直近の5事業年(度)中に補助金を利用して取得したものが
あります。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。

なし (なしの場合、□を■に変えてください)

あり (ありの場合、□を■に変え、以下の表にご記載ください)

※1 No	※2 資産番号	※2 資産名称	※3 取得価額 (円)	うち補助額 (円)	補助金制度の名称	取得年 (度)
例	21-021	レセプトコンピューター	1,500,000	476,191	医療施設等設備設 備費助成事業	2009
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 固定資産台帳上の情報を記載してください。整理番号について、台帳上記載がない場合は「-」を記載してくだ
さい。

※3 取得価額、補助額については、第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。
(税抜きの補助額が不明の場合、受領した額に105分の100を乗じて四捨五入した額を記載してください。)

4 リース・賃貸契約により保有する資産の状況(固定資産台帳に掲載されていないもの)

平成24年●月●日現在、リース契約(再リース契約を除く)又は賃貸借契約等により保有している建物・物品のうち、直近の5事業年(度)中に契約し、かつ固定資産台帳に掲載されていないものがありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。(土地、有価証券等の消費税非課税のものは記載しないでください。)

また、医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器については、その分類又は一般的名称等についてもご記載ください。

- なし(なしの場合、口を■に変えてください)
- あり(ありの場合、口を■に変え、以下の表にご記載ください)

○ファイナンス・リース契約(※4)によるもの

※1 No	建物・物品の名称	数量	※2 支払リース料総額(円)	契約年(度)	リース期間	※3 機器分類又は一般的名称等
例	コピー機	10	120,000	2011年4月	3年	—
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

○ファイナンス・リース契約以外のリース契約、レンタル契約及び賃貸借契約等によるもの

※1 No	建物・物品の名称	数量	※2 支払賃貸料総額(円)	契約年(度)	契約期間	※3 機器分類又は一般的名称等
例	建物	1	24,000,000	2012年3月	2年	—
1						
2						
3						
4						
5						

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 支払リース料総額、支払賃貸料総額は、●月●日現在締結している契約条件において、全契約期間中に支払うこととしている支払総額を記載してください。また第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

※3 ●「医療機器」の場合:当該機器の機器分類について、別添の「医療機器分類表」から選択し、該当するコードを記載してください。

分類について判断し難い場合は、当該機器の一般的名称又はJMDNコードを記載し、一般的名称及びJMDNコードのいずれも不明である場合は、販売名を記載してください。

●「調剤用機器」又は「医療情報システム用機器」の場合:別添の「調剤用機器分類表」及び「医療情報システム用機器分類表」から選択し、該当するコード番号を記載してください。

※4 ファイナンス・リース契約について、リース会社等からの明細から明らかにならない取引については、以下の3つの条件の全てを満たす契約を記載してください。

(1)対象資産を貴施設が選定し、(2)リース会社等が貴施設に代わって購入し、(3)購入額と同程度のリース料総額を支払って、貴施設が使用している。

5 費用処理(建物・付属設備修繕)の状況(固定資産台帳に掲載されていないもの)

直近の3事業年(度)中に行った建物及び付属設備資産に係る修繕のうち、減価償却せず(固定資産台帳に掲載せず)、経費処理したものがありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。

なし (なしの場合、□を■に変えてください)

あり (ありの場合、□を■に変え、以下の表にご記載ください)

※1 No	契約年(度)	※2 契約金額(円)	修繕の内容
例	2011年4月	10,000,000	東病棟の外壁クラック補修
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 金額は、第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

○医療機器分類表

画像診断システム

コード	分類名
1	診断用X線装置
2	歯科用X線装置
3	医用X線CT装置
4	診断用核医学装置及び関連装置
5	磁気共鳴画像診断装置
6	診断用X線画像処理装置
7	主要構成ユニット
8	その他

画像診断用X線関連装置及び用具

コード	分類名
9	X線防護用具
10	その他

医用検体検査機器

コード	分類名
11	検査用核医学装置
12	医用検体前処理装置
13	血清検査装置
14	尿検査装置
15	その他

治療用又は手術用機器

コード	分類名
16	治療用粒子加速装置
17	放射線治療用関連装置
18	レーザー治療器及び手術用機器
19	ハイパーサーミア装置
20	結石破碎装置
21	その他

歯科用機器

コード	分類名
22	歯科用ユニット及び関連器具
23	その他

その他

コード	分類名
24	生体现象計測・監視システム
25	処置用機器
26	施設用機器
27	生体機能補助・代行機器
28	鋼製器具
29	家庭用医療機器
30	その他

○調剤用機器分類表

※本調査票における「調剤用機器」とは、調剤業務に必要な機器を想定しています。

コード	分類名
31	薬袋発行機
32	調剤監査システム
33	電子薬歴
34	分包機(散剤、錠剤、水剤等)
35	全自動錠剤包装機
36	調剤台(錠剤、水剤、散剤、調剤棚等)
37	クリーンベンチ(安全キャビネット等)
38	その他調剤用機器、設備

○医療情報システム用機器分類表

※本調査票における「医療情報システム用機器」とは、医療機関等のレセプト作成用コンピュータ(レセコン)、電子カルテ、オーダーリングシステム等の医療事務や診療を支援するシステムだけでなく、何らかの形で患者の情報を保有するコンピュータ、遠隔で患者の情報を閲覧・取得するようなコンピュータや携帯端末、患者情報が通信される院内・院外ネットワーク用の機器を想定しています。

コード	分類名
39	レセプト作成用コンピュータ
40	電子カルテシステム
41	オーダーリングシステム
42	医用画像データベースシステム
43	遠隔画像診断用装置
44	その他の医療情報システム用機器